

PTA活動の手引き



さいたま市PTA協議会

もくじ

PTAとは

- PTAとはなんでしょう？
- PTAはどうして必要なのでしょう？
- 学校にPTAが無くなったらどうなるでしょう
- 学校の視点から
- 学校はコミュニティスクールへ
- 必要な組織だからこそ、時代に合わせたあり方を
- PTAの任意加入について
- PTAにご理解を
- PTAガイドブック

PTA組織について

- 学校単位PTA(単P・単会)
- 区PTA連合会(区P連・区連)
- さいたま市PTA協議会(市P協)

会計の役割

- PTA会費とは
- 予算編成について
- 予算編成のチェックポイント
- 予算を立てるにあたって、必要なバランス
- 予算を支出する際のポイント
- 適切な経理手続きとは
- 会計書類の整備
- 会計担当の職務
- 会計監査～会計監査を受ける準備～

PTA会計 Q&A

まとめ

事務局より

- 事務局からの配付物について
- 書類の書き方
- 事務局からのお願い





PTAとは

◆ PTAとはなんでしょう？

Parents	保護者
Teachers	先生
Association	つながり

保護者と先生が子どもたちのためにスクラムを組み、地域と連携をとり
「子どもたちの健やかな育ち」にとっての「最善」を考え、行動する組織で、任意加入の社会教育関係団体です。

◆ PTAはどうして必要なのでしょう？

教育の基本は家庭教育です。そして、保護者は学校・地域と共に子どもの安心・安全を全体で見守り支えていけるよう、関係団体と連携を密にし、今日的課題解決に向けて具体的に活動する必要があります。また、人権尊重を基本とする教育環境・社会環境の整備に努め、いじめ・不登校・青少年犯罪の防止に向けて、家庭を軸に学校と地域が一体となり、思いやりの心・倫理観・規範意識を育成する目的を実現するために、同じ世代、同じ地域、同じ学校に子どもを通わせる仲間としての組織は必要不可欠なものです。まずは家庭教育を基本とし、学校単位のPTA組織の中でしっかりと保護者同士が協力しあい、素晴らしい学校・環境を作り、子どもたちを育んでいきましょう。

◆ 学校にPTAが無くなったらどうなるでしょう

「仕事や育児、介護、家事で手一杯。できることならこれ以上仕事を増やしたくない」等、一部報道やSNSなどではPTAをなくした方がいいと言う意見が声高に叫ばれます。しかし、PTAは学校・地域・家庭をつなぐパイプ役です。PTA組織がなければ先生の負担はもちろん、保護者への負担はむしろ増大するでしょう。結果、子どもへの教育環境も低下します。学校を取り巻く人間関係が希薄になり、学校や子どもはもちろん、地域にまで影響が及びます。情報の共有や、**防犯・防災**への取り組みにも影響してしまいます。

子育て世代の保護者たちが、PTAを通じて自分の家庭だけでなく、学校や地域と関わりを持つことが本当に大切なことです。





私たち大人が未来を見つめて子どもたちの教育を見守り、支え合い、保護者や地域が連携するためにはPTAは必要な組織であると考えます。

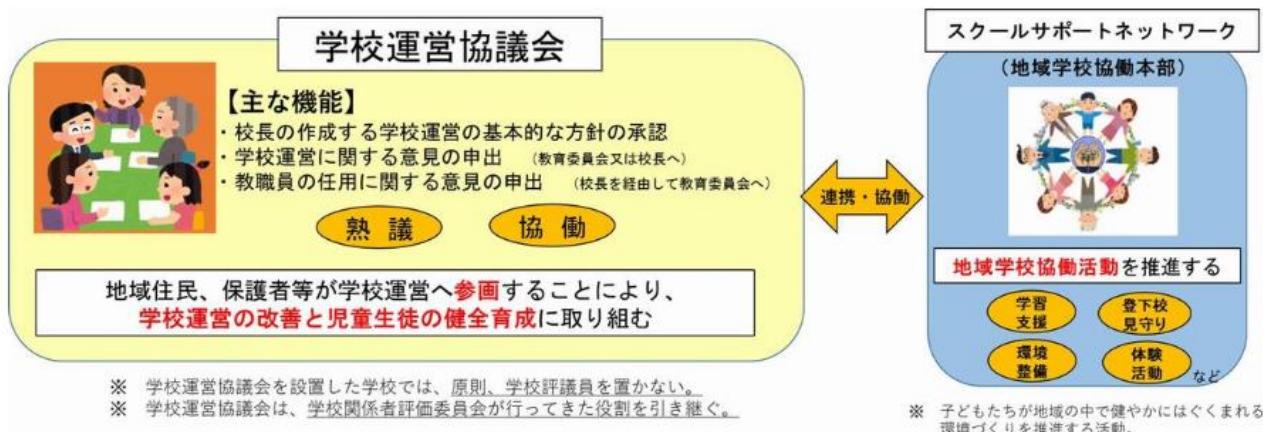
◆ 学校の視点から

それでは、学校の先生方にとってはどうでしょう。PTAという組織があることで、会議等を通して定期的に保護者の代表者の方々と話す機会が持てます。保護者の代表と連携することにより、多くの保護者の意思に沿うことができたことになります。学校としても保護者全体と意思疎通が図れ、全体の意思をまとめることができる組織があることは、大切な子どもたちを預かる上では必要不可欠なのです。

◆ 学校はコミュニティスクールへ

地域や行政からはPTA組織に対する期待と要望はますます高まっています。さいたま市では「コミュニティスクール」を令和元年度から導入し、令和4年にすべての市立学校で導入されました。

これは、急速な少子高齢化や都市化、人間関係の希薄化などにより、地域コミュニティの構造が大きな変化を迎えており、そのような中で子どもたちの成長を支え、よりよい地域社会の構築に寄与するため、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し連携・協働するための構想です。



このような社会的な変化に対応するためにも、子どもたちを学校に通わせる保護者が参加するPTA組織はますます必要不可欠なものになります。

また、平成27年12月中央教育審議会（中教審）答申を受け、平成29年3月に社会教育法の改正が成立しました。



「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」

「次世代の学校・地域」創生プランとの連携

○（「次世代の学校・地域」創生プラン）は、「社会に開かれた教育課程」の実現を中心に据えつつ、学校については、その実現に必要な学校の指導体制の質・量両面での充実や、地域とともにある学校への転換を、地域については、次代の郷土をつくる人材の育成や、学校を核としたまちづくり等を一体的に進め、学校を核として地域社会が活性化していく「次世代の学校・地域」を創生していくとするものであり、今後、その進展と軌を一にしながら教育課程の改善を進めていく必要がある。

社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施

（家庭・地域との連携・協働）

○ 学校がその目的を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）とともに、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を進めながら、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図ることが大切であり、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

（平成28年12月21日中教審答申より）

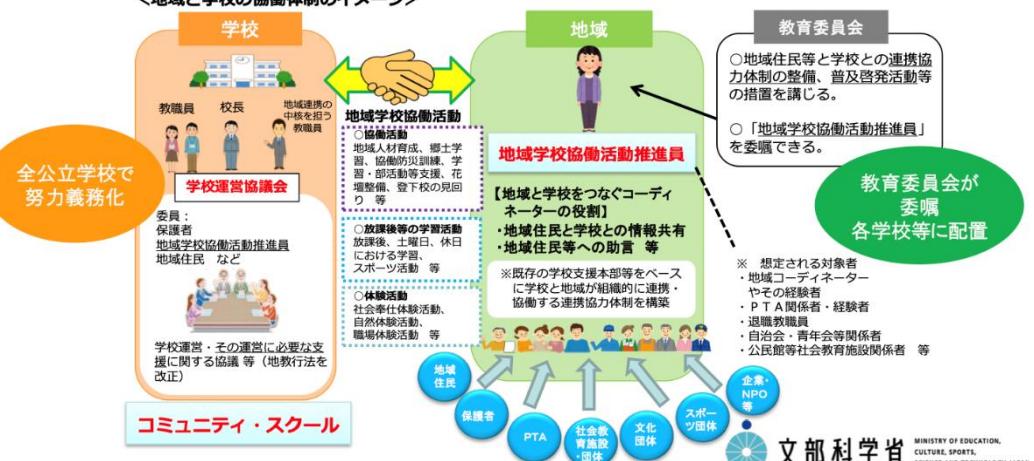
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正（地教行法、社教法）

改正の概要（平成29年4月施行）

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

＜地域と学校の協働体制のイメージ＞





◆ 必要な組織だからこそ、時代に合わせたあり方を

例年続いている活動をむやみに縮小したり廃止したりせず、決定する前に工夫を考え、学校や地域との連携を損なわないか、相談し決定することが重要です。

また、会長個人の考えや一部の執行本部の意思に左右されない、透明性のある開かれたPTA活動を考えましょう。こうしたことが学校を核とした人づくり、地域づくりの好循環を創出することにつながり、文部科学省（国）の方針と一致した子育て環境の創出につながります。

◆ PTAの任意加入について

PTAは任意加入の団体です。PTAは保護者に対して加入を強制することはできません。また、なんらかの方法で加入の意思確認が必要です。

任意団体であるとはいえ、活動内容の充実のためには、保護者の皆さんのご協力が必要です。

すべての子どもたちのための活動であること、またPTAなくしては学校や地域が成り立たないことを理解していただき、より多くの皆さんからのご参加をお願いしましょう。



◆ PTAにご理解を

文部科学省・学校・地域が取り組む地域学校協働活動とは、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動です。社会の変化に伴い、働き方・暮らし方、家庭事情が大きく変化していく中で、学校も地域との連携・協働を一層進めていかなければなりません。その中で、今現在子育てをしている私たちにできることはPTAとして活動に参加・協力することであり、PTAの本質もあります。

PTAとして学校や子どもたちの成長を支える様々な活動を行い、またその活動を通じて大人自身の学びや気づきを得る取り組みを行ってきた功績は、社会にとって非常に大きいと言えます。

◆ PTAガイドブック

さいたま市PTA協議会では、すべての保護者の方にお配りする「PTAガイドブック」を発行しています。任意加入やPTA活動のこと、PTAの役割などを説明しております。

新入学時や転入された方や教職員の方にも是非お配りください。

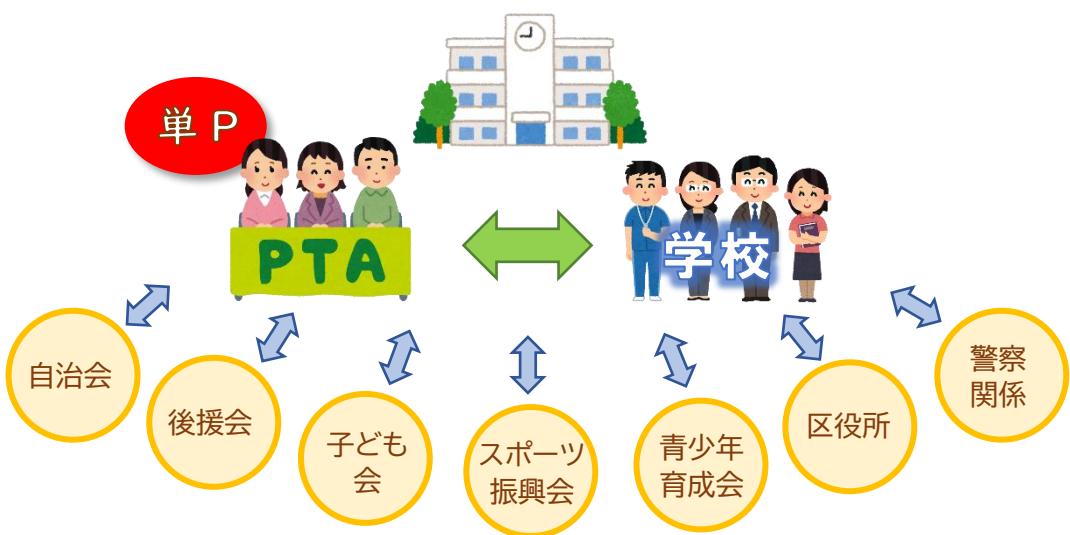
学校に在庫がなくなりましたら市PTA協事務局までご連絡をお願いします。



PTA組織について

◆ 学校単位PTA（単P・単会）

学校のPTAはPTA組織を構成する最も基本となる単位であり、児童生徒の福祉に関して身近できめの細かい活動が求められ、地域との密接なつながりが要求されます。



それぞれの学校PTAが各校で工夫を凝らした活動が行われ、親子で楽しめる活動や地域のお祭り参加協力、高校受験に備える情報交換、防災意識を高める活動など、さまざまな取組が行われています。

◆ 区PTA連合会（区P連・区連）

さいたま市では同じ行政区の中にある小中特別支援学校の単位PTAが集まって区連合会を構成しています。さいたま市PTA協議会に所属し、同じ地域同士の情報交換を図り地域性のあるきめの細かい児童生徒福祉に努めることを目的としています。



区連合会が行う事業としては

- ・情報交換会 ・区民まつり参加 ・区民会議出席 ・児童生徒作品展
 - ・区連主催中学校スポーツ大会 ・各区校長会との連携 ・安心安全ネットワーク出席
- などがあります。





◆ さいたま市PTA協議会（市PT協）

さいたま市内の国公立小学校・中学校・特別支援学校のPTAで構成され、各校PTAの会員がさいたま市PT協の会員となっています。



家庭、学校及び地域における最善の教育を目指し、PTA活動の発展と児童・生徒の福祉を増進することを目的としています。そのために、研究会や講習会、講演会、さいたま市教育委員会との連絡連携や要望・請願活動、広報・情報活動の実施、また、「PTA活動総合補償制度」「児童生徒ワイド補償制度」「個人情報漏洩補償制度」の窓口業務などを行っています。



これらの事業を行うため、会員1家庭あたり年間50円の会費を各学校PTAからご負担いただいております。この他、さいたま市教育委員会からの補助金と学校単位でご加入いただく、「PTA活動総合補償制度」「児童生徒ワイド補償制度」の事務手数料などで活動しています。





【発足】

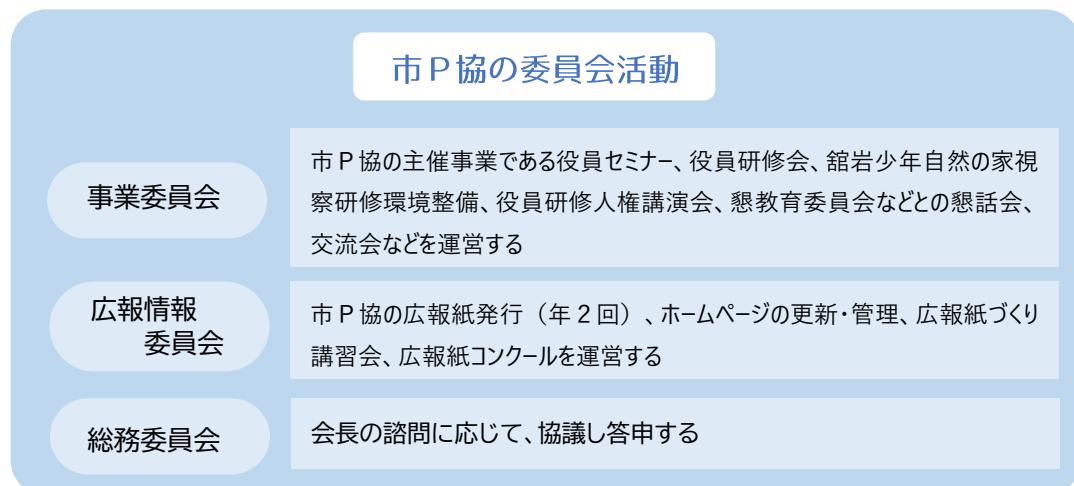
さいたま市 P T A 協議会は、旧 3 市（浦和市、大宮市、与野市）のブロック体制からスタートしました。さいたま市は平成 15 年 5 月に政令指定都市へ移行し、それに伴い区ごとに 9 つの連合会に再編いたしました。平成 17 年 6 月には岩槻市の合併に伴い、岩槻区連合会が発足し、10 の連合会となりました。区単位の組織編制により、学校同士のより密接な交流と情報交換が可能になり、地域との連携や行政区との連携が密接に行えるよう努めています。

【事業】

- ・理事会・事業委員会・広報情報委員会等の委員会活動・広報・情報活動
 - ・教育委員会との連絡連携、要望、請願申入れ・各種補償制度の窓口業務
 - ・各種出向会議出席 ・館岩少年自然の家環境整備・視察研修
- などがあります。

【役員】

さいたま市 P T A 協議会では各 10 区連合会から選出された 3 名の理事の中から、会長、副会長、事業委員会、広報情報委員会、総務委員会などを組織し、様々な業務を行っています。その方はもちろん各学校 P T A の代表である P T A 会長さんたちであり、家庭や仕事や学校行事などの合間でその任を行っています。



市 P 協には総会、理事会に加えて、会務の協議や各種事業を運営する 3 つの委員会があります。各委員会は各 10 区連合会から選出された担当理事と委員から構成されています。

この他、市 P 協役員（正副会長及び監事）候補者を選出する役員候補者推薦委員会や必要に応じて特別委員会が設置されます。





【出向会議】

令和5年度では45の会議に会長をはじめ、理事等で分担し、出席しています。

« 関係団体出向会議 »

- ・さいたま市社会教育委員会
- ・さいたま市教育行政点検評価委員会
- ・さいたま市教育課程編成協議会
- ・さいたま市総合振興計画審議会
- ・さいたま市教員育成協議会
- ・さいたま市人権教育推進協議会
- ・心のサポート推進事業に係る推進委員会
- ・さいたま市道徳教育推進協議会
- ・さいたま市小・中学校通学区域審議会
- ・職場体験事業「未来来るワーク体験」推進委員会
- ・さいたま市少年自然の家運営委員会
- ・さいたま市学校保健会
- ・さいたま市学校給食運営研究会
- ・学校給食における食物アレルギー対応連絡協議会
- ・さいたま市食育推進協議会
- ・さいたま市児童生徒の健康新安全に関する検討会議
- ・さいたま市交通安全ネットワーク推進協議会
- ・さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク
- ・さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会
- ・さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会
- ・さいたま市視聴覚ライブラリー
- ・さいたま市図書館協議会

- ・さいたま市子ども読書活動推進会議
- ・さいたま市社会福祉協議会
- ・さいたま市生徒・教職員海外交流事業実施委員会
- ・サクラサク見沼田んぼプロジェクト実行委員会
- ・さいたま市暴力排除推進協議会
- ・さいたま市交通安全対策協議会
- ・さいたま市防犯協議会
- ・青少年育成さいたま市民会議
- ・さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会
- ・さいたま市成人式実行委員会
- ・さいたま市公民館審議会
- ・さいたまマチ実行委員会
- ・さいたま市廃棄物減量等推進審議会
- ・埼玉県薬物乱用防止指導員
- ・埼玉県学校給食会評議会
- ・埼玉県防犯のまちづくり推進会議
- ・埼玉県万引防止官民合同会議
- ・埼玉県サイバーセキュリティ推進会議
- ・さいたま市青少年育成地域の集い
- ・さいたま市いじめ防止パンポジウム
- ・さいたま市中学校校長会総会
- ・(公社)さいたま中央青年会議新年賀詞交換会
- ・さいたま市青少年の主張大会

出向会議では各行政をはじめとする様々な団体から「保護者の代表」としての意見を求めるもので、各々が高い意識で出席し、PTAならではの視点から意見を申し上げています。

直接子どもたちに関係する会議もあり、地域に根ざした子どもたちの保護者であるPTA会長でなければ見えない視点や地域の要望などを反映させながら、今後もさらなる活躍を目指しています。

もしも、さいたま市PTA協議会がなかったら…

約10万人の児童生徒の保護者代表として、各PTAや行政との意見交換や連携が取れず、要望や請願なども提示することができなくなります。市内全域の小中学校の保護者の代表であるからこそ、**スケールメリット**を生かした交渉や協議が可能となります。

個人情報保護法の改正時にも迅速に教育委員会と話し合いを持ち、協力を得て個人情報対応指針を作成することができました。

スケールメリット

それぞれの団体はそれぞれの規模によって、連絡・連携できる行政の規模が決まっています。感染症への対応や災害に対する備え、災害が起こってしまった場合の対応など、子どもたちの健やかな成長と教育環境を守るために、それぞれの特徴をよく理解し、組織のスケールメリットを十分に生かし、変動する社会情勢にきめ細かく、迅速に対応することが重要です。





会計の役割(学校PTAを運営する上での会計について)

会計担当は学校のさまざまなPTA活動の予算決算を担う仕事です。

PTA予算の財源

- ① PTA会員からの会費(繰越金含む)
- ② 事業収入
(バザーなどのPTA行事で得た収益・資源回収や補助金等)
- ③ その他雑収入
(寄附金・預貯金利息等)

PTAは会費を財源にして活動するのが原則です。年間の活動を見とおしながら予算を立て、確実に執行する仕事です。収益を伴う事業を行う場合は会員に十分理解を得てから協力のもと行ってください。

◆ PTA会費とは

会則に則り、会員は平等の権利と義務をもって会費を納めます。

PTA会費を決定する際の留意点としては

- ① 会員の負担を考え、無理のない額を設定する
- ② 総収入を想定し、その範囲内で適切な事業計画を考える
- ③ 前年度の事業内容と予算の割合を参考に、不足がないか検討する



現在皆さんの学校では既に会費が決まっていると思いますが、ここ近年の収支等を確認して、場合によっては、会費の改定をしなければならないこともあります。例えば、年々児童生徒数が減少する学校でしたら、当然のことながら収入が年々減っていくので会費を増やすことを検討するとか、繰越金が多かったりする場合は逆に会費を減らすことも検討してください。

PTA会費の金額変更は慎重な議論が大前提となります。毎年検討する必要があります。

◆ 予算編成について

予算は当該年度の活動前に作成します。年間の活動を決定する大切な仕事になりますので、広く議論を交えることが必要です。





◆ 予算編成のチェックポイント

新役員を交えて議論

予算案の固定化を防ぐ

役員会で積極的に話し合う

1. 新役員を交えて議論

新役員を交えて議論することで、新旧役員の意向が反映された予算案が作成できたり役員同士での引継ぎが可能となります。新役員の方は初めての方が多いと思いますので、新旧役員で予算編成について議論することにより、予算について学ぶ場にもなり、次年度へ引き継ぐことが可能となります。

2. 予算案の固定化を防ぐ

既存の事業等の縮小・拡大も議論しあって、その年にあった予算を組むことが望ましいです。また、新たな活動を盛り込むことによって活動の活性化が図れることもあります。児童生徒数の変動によっても考慮しなければならないことがあります。どうしても変えなければならないということではありませんが、見直すことは大切なことです。

3. 役員会で積極的に話し合う

それぞれの経験を生かした有効な意見によって、必要とされる活動が明確になります。一部の人で決めるのではなく、役員皆さんで話し合って決めることが活動の活性化にもつながっていくと思います。予算編成については、積極的に話し合って決めてください。

予算項目 【収入の部】

項目		節	説明
会費	PTA会費	保護者会員の会費	
		先生会員の会費	
		その他会員の会費	
事業収入	事業収入	事業収入	バザー・廃品回収等事業収入
雑収入	雑収入	雑収入	預貯金利息、その他
繰越金	繰越金	前年度繰越金	





主なものを一例として挙げました。

事業収入はバザー等の事業収入を想定しておりますが、学校によっては別会計になっている学校もあると思います。一例として参考までに挙げさせていただきました。

予算項目【支出の部】

項目		節	説明
運営費	事務費	会議費	総会・委員会費 総会・運営委員会費用
		手当	PTA事務手当
		旅費	交通費
		印刷・製本費	議案・規約などの印刷製本費
		消耗品費	文具類・消耗品等
		慶弔費	会員関係慶弔費
		通信運搬費	郵便・電話・ネットワーク通信費等
	分担費	分担金	区連合会・協議会会費
活動費	成人教育活動費	研究・学習費	講座・講演などの成人教育活動費
	学年活動費		学級・学年での活動費
	校外生活活動費	地区活動費	地区懇談会費など
	広報活動費	広報紙発行費	会報・新聞発行など印刷代
	特別活動費		特別委員会などの活動費
	教育振興費	教育振興費	記念品代など
雑収入	雑収入	雑収入	預貯金利息、その他
繰越金	繰越金	前年度繰越金	

基本的なものを一例として挙げました。

項目は学校によって名称が違うと思います。この他には、子どもたちの活動を支援する費用や、地域交流のための費用、部活動支援のための項目がある学校もあります。

◆ 予算を立てるにあたって、必要なバランス

会員数が変動したり、予算通りに執行しているのに
「どんどん繰越金が減っていく」や逆に「どんどん繰
越金が増えていく」ということがあります。

注意すべき点について、次のページから簡単な例を
用いて説明します。

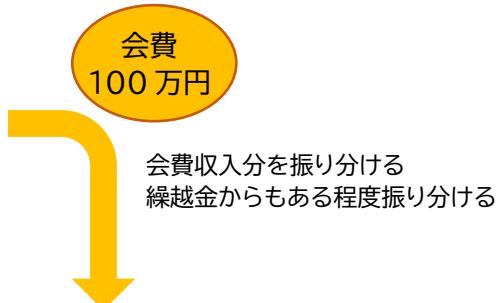




予算立ての一例

【収入】

費目	金額	内訳
会費	1,000,000	5000円×200人
繰越金	150,000	前年度繰越
合計	1,150,000	



【支出】

費目	金額	内訳
広告活動費	650,000	広報紙印刷・配付
学年活動費	100,000	学年部活動費用
特別事業費	150,000	おたのしみ講演会費用
事務消耗品費	50,000	PTA本部事務費
通信費	100,000	メールシステム利用料
予備費	100,000	
合計	1,150,000	

・予算を立てる

各事業内容や委員会活動を考慮し前年度の実績と比較しながら考えます。

～予算を執行し、1年間運用して～

この予算を執行し、決算額の繰越金が10万残ったとします。予備費が10万でしたので、予算通りの執行をしたのですが、前年度繰越金は15万から10万に目減りしています。この状態が数年続くと赤字になってしまいます。その時は事業の見直しや調整が必要になりますので、こういった傾向にも注意を払う必要があります。

また、運用していく中で想定外の支出が発生した場合、予備費からの支出ことがあります。その場合には決算方法に十分配慮し、話し合いをもって支出するように務めてください。





◆ 予算を支出する際のポイント

- ① P T A会則（会計規則）に則り、適切な支出をしましょう。
- ② 予算額と実際の支出額をきちんと把握し、管理しましょう。
- ③ 支出は会員に疑念を抱かれないよう、透明性をもって処理をしましょう。

◆ 適切な経理手続きとは

- ① 支払い請求書に基づいた支出であること
- ② 領収書などの証明書が揃っていること
- ③ 帳簿への記入漏れが無いこと
- ④ 予算と実際の支出の差分に明確な理由があること
- ⑤ 会長による支払い承認があること

会計においては会計書類の整備が基本です。書類はいつも誰に見せても説明できるよう管理しておきましょう。P T A会費は会員から預かっている大切な公金ですので、支出においては、P T A本部全員が承認できるものであり、会長や副会長、会計担当が個人で判断し、支出することのないように注意してください。

◆ 会計書類の整備

会計は会計関係の書類を整備し、いつでも会計監査を受けられるように処理しましょう。

会計監査に必要な書類		
1	会計帳簿	収入・支出を帳簿にまとめたもの
2	預貯金・現金	金融機関の預貯金通帳（現在残高を明確に）・現金
3	収入支出の証拠書類	会費納入通帳、請求書、領収書
4	備品台帳	財産（備品）の保管状況を記載したもの
5	決算書	予算額、決算額が対比されたもの
6	会員名簿	会員の変動が表示されたもの





◆ 会計担当の職務

予算・決算の責任者

- ・予算書や決算書を作成し、その責任者となります。

金銭出納、会計簿の保管管理

- ・金銭出納、および会計簿の保管管理をはじめとした会計書類の整備を行います。

PTA財産の管理

- ・備品として購入した物は P T A の財産として管理してください。

会計担当の心得

- 会費は大事な**公金**
- 支出の根拠、信頼・信用
- 透明性・公平性・客觀性

会費は会員から預かった大事な公金です。

支出をする際の根拠は信頼と信用のおけるものである必要があります。またその方法には透明性が求められ、客観的に見て公平であることが求められます。

◆ 会計監査

PTA会費を執行した場合、会計監査を必ず受けてください。会計監査とは予算が適切に執行されているか、会計書類を精査することです。決算書には予算額と実際の費用を併記し、金額差とその理由を明記しましょう。会計監査結果は、必ず総会で公表し、承認を得てください。

◆ 会計監査を受ける準備

監査の前に、会計関係の書類に不備がないか、チェックしましょう。

1. 計算に誤りがないか？
2. 収支について各項目と証票類が符合しているか？
3. 現金、預金通帳の残高、保管は確実か？
4. 備品台帳と備品に相違はないか？
5. 必要書類は整備されているか？
6. 最終的な収支額は一致しているか？





PTA会計 Q&A

Q. 飲食を伴うPTA集会はいいの？

A. PTA活動をスムーズに運営する上で、会員同士が打ち解けるのにささやかな飲食を用いることは有効な手段のひとつです。事前に役員や委員同士で話し合い、会の目的や趣旨、会場、費用などを明確にし、会に参加する会員にも理解してもらうことが大切です。特に、学校で開催する場合は、十分な配慮が必要です。節度のある飲食（茶菓子での「茶話会」程度）は親睦を深めるためには必要な場合があります。ある程度打ち解けた方が活動にもいい影響になります。

Q. PTA会長の交際費はどこまで負担すればいいの？

A. さいたま市PTA協議会や外部団体の公式案内がきた懇談会などに出席し、正式な団体名が明記され捺印のある領収書にはPTA会費からの支出でも問題がないと思いますが、あまりに多い場合は執行本部内の話し合いが必要かもしれません。

Q. PTA予算で購入した備品管理はどうしたらいいの？

A. PTA予算で購入した備品などは、PTAの財産です。個人が持ち帰るなど私物化しないよう管理することが大切です。備品台帳を作成し、管理番号、品名、購入日、購入金額などを一覧にして管理するとよいでしょう。

Q. ネットで注文し、個人のクレジットカードで決済してもいい？

A. インターネットの普及に伴い、ネットで購入した方が価格が安かったり、輸送、受取りの面で便利な場合があります。会計に購入内容を事前に相談し、私物とは別に購入する、購入内容が確認できる領収書や明細を受け取るようにしましょう。クレジットカードでの購入の場合、ポイントや特典などの付与があります。その場合はあらかじめ役員会等にはかり、了承を得てから行ってください。とはいっても、PTAは地域に支えられ、地域のご協力のもと活動しています。そして、これからはますます地域との連携を密にしていく必要が高まっていきます。価格面でネットの方が安い場合が多いのですが、地域にも販売しているお店があるならば、PTAとして地域内で購入する選択肢を考えてみてもいいのではないかでしょうか。





Q. 学校の設備の修繕費用を、PTA予算で負担してもいいですか？

A. P T A 予算で負担することはできません。

また、物品についても、学校の予算で購入していないものを学校が受け取ることは概ね寄附にあたり、受け入れには様々な制約があります。

参考資料 ～ 寄附について ～

学校において、公費による財産の取得以外は、概ね寄附による取得と考えられる。

学校の予算は「公費」と「私費」で成り立っています。

公費…教育委員会事務局各課から配当される予算等

私費…受益者負担として各保護者から徴収したお金

◎ 一般に寄附の対象となるものは、寄附者による自発的な行為であることを前提として

- PTAからの卒業記念品の受け入れ
- 資源回収・バザーなどの収益金、ベルマーク事業による物件の受け入れ
- 個人・法人、その他団体からの物件の受け入れ
- ◆ 学校側の対応は

物品寄附の受け入れは「さいたま市立小・中・特別支援学校物品寄附受入手続要領」に基づき手続きを行う。(さいたま市教育委員会発行「学校財務事務の手引き」より)

◆ 寄附できないもの

- 本来、学校の維持を含めた管理運営費や学校で管理する物品等については、公費負担が原則(学校教育法第5条)であるため、学校が受け入れについて辞退の判断をしたもの
- 学校施設・設備で建物の維持及び修繕に要する経費
(地方財政法施行令第52条に抵触する恐れのあるもの)

これらを踏まえて、PTA 予算から支出しないようご注意ください。

寄附については、学校管理職の先生方とよく話し合って決めてください。



【まとめ】

1. 会計担当者はまず会員から**信用・信頼**されることが大切です。
2. 会費は会員全員に**平等の義務と権利**が求められます。
3. 監査は、会員を代表して行います。結果は**公表**しなければなりません。
4. **寄附**には**制約**があります。

参考資料 ~ 各種補償制度について ~

児童・生徒、および保護者のPTA活動に関する保険には様々なものがあります。

PTA活動総合補償制度 (PTA単位で加入するPTA活動に係る補償の一例です)

学校のPTA単位で加入するPTA活動に関する傷害や賠償を補償

- ・加入単位 傷害保険（会員世帯数）、賠償責任保険（児童生徒数）
- ・加入方法 本部役員が手続き（3月加入、6月支払い）
- ・加入数 傷害保険：PTA会員数
- ・金額 加入数×80～127円（補償内容により変動）
- ・補償内容 PTA会員と児童生徒のPTA活動中の傷害事故
PTA管理下での賠償責任



児童生徒ワイド補償制度 (個人で加入する24時間の安心安全のための補償の一例です)

個人で任意加入する。市PT協での団体加入により割引率が高い



- ・加入単位 個人加入の任意保険
- ・加入方法 個人で申込み（学校からパンフレット配布）
- ・金額 4,590円～22,830円（1人1年間）
- ・補償内容 24時間の傷害補償・賠償責任補償
自転車事故重点補償
病気の補償（契約内容による）



個人情報漏洩補償制度（PTA単位で加入する個人情報漏洩に係る補償の一例です）

学校のPTA単位で加入するPTAが保有する個人情報の漏洩による賠償を補償

- ・加入単位 学校PTA
- ・加入方法 本部役員が手続き（3月加入）
- ・加入数 PTA会員数
- ・金額 学校PTA負担 0円（市PT協が負担）
- ・補償内容 PTAが保有する個人情報の漏洩による賠償責任
上記の事故が発生した場合に要した各種費用



日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度：学校取扱い）

学校管理下におけるケガ等について、医療費が給付されます。窓口は保健室の先生

- ・加入単位 学校単位
- ・加入方法 学校が管理
- ・加入料 国、学校、保護者の折半で負担（年間数百円）
- ・補償内容 学校管理下でのケガに対して治療費の1.1倍を支給



（さいたま市の子育て支援医療費助成制度の支給対象外になります）

この他、埼玉県PTA安全互助会や保険会社等から様々な保険商品があります。補償内容を精査し、本当に必要な保険を選択してください。





事務局より

さいたま市PTA協議会 事務局

住所 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所4階

TEL 048-647-4401

FAX 048-647-4414

Mail hotline@saitama-city-pta.jp

ホームページ <https://city.saitama-pta.jp/>



さいたま市PTA協議会ホームページ

→>> 会員専用 →>> 会員専用ページ

※ 事務局から配布される資料に関しては

会員ページからダウンロードが可能です。

パスワード「4401」

◆ 事務局からの配付物について

さいたま市PTA協議会では、各種書類を「使送便」を利用して各学校へ配付しています。また、年に2回発行される広報紙「市P協さいたま」は印刷所から直接学校に運送業者から配送されます。

「使送便」の使い方

- 「使送便」とは、さいたま市内を専用で書類を配送するシステムで、さいたま市が運用しています。
- さいたま市PTA協議会では、教育委員会にご配慮いただいて書類を各学校に配布する目的に限定して利用を許可されているものになります。
- 学校PTAの皆様から市P協事務局への書類は「使送便」にてお送りください。送っていただく際には各学校により方法は異なると思いますが、基本的には学校事務の方へお願いして「使送便」を利用してください。





市P協で利用しているリサイクル封筒



- ・ 使送便にはリサイクル封筒が利用できます。発送日、発送先、発送元を明記してください。
 - ・ 区連合会宛ての場合は宛名を「さいたま市 P T A 協議会事務局○○区連合会」としてください。(区連合会の事務は一部市 P 協事務局が代行しています)
 - ・ リサイクル封筒は何回も使っておりますので、封口は切らずに開封してください。

市P協では、ペーパーレス化やクラウドベースの操作系によるレスポンスの向上・情報共有の強化等を目的に、今まで使送便で発送していた内容の閲覧やダウンロードが可能になる「WEB メール」「Kintone(キントーン)」の導入作業を現在行っています。作業が完了しましたら追ってご連絡いたします。

書類の書き方

さいたま市PTA協議会では年度当初に重要書類の提出をお願いしております。

1. 役員報告書
 2. PTA活動総合補償制度(加入校のみ)加入申込書・加入会員数報告書
 3. 個人情報漏洩補償制度(加入校のみ)加入申込書

1. 役員報告書の書き方

役員報告書でご報告していただく数字は市P協から
請求させていただく各種会費の元になる数字に
なります。お間違えのないようにご記入ください。
5月1日時点での会員数及び児童生徒数、および
役員名、連絡先等をご報告いただきます。

(連絡先は、やむを得ず市P協から役員の方に連絡させていただく場合に使用させていただきます。個人情報に関しては会則に則り、厳正に管理しておりますので、ご理解の上ご記入のご協力をお願いいいたします。)





2. PTA活動総合補償制度の申し込み(加入校のみ)

- ・2月中旬にPTA活動総合補償制度の手続き書類が送付されます。
 - ・3月におおよその家庭数で加入申込書を提出していただきます。

※4月1日から補償開始します

- ・5月に確定した家庭数と児童生徒数をご報告いただき、保険料のお振込みをお願いしております。

※手順はすべて書類に記載されておりますが、書類提出期間が開いているため、提出をお忘れになる事例があります。

引継ぎの際はお忘れにならないよう、注意をお願いいたします。

3. 個人情報漏洩補償制度の申し込み(加入校のみ)

- ・**1月下旬**に個人情報漏洩補償制度の手続き書類が送付されます。
 - ・その年度に提出された役員報告書で報告いただいた会員数（世帯+教職員加入）で加入申込書を提出していただきます。

※4月1日から補償開始します

- ・保険料は市P協が負担するため、学校のPTA単位での支払いはありません。

※書類提出期間が短いため、締切に遅れないよう注意をお願いいたします。

事務局からのお願い

- 提出書類は記載間違いのないようにお願ひいたします。
 - 提出期限は守ってください。
 - 振込などのある時は金額をお間違えのないようにお願ひいたします。
(わずかな金額のやり取りで数十倍の手数料が発生する場合があります)
 - 「書類を受け取っていない」「配付物が見当たらない」などのトラブルが多発しております。使送便を開封される方はPTA内での配達物の受け取りに関して周知徹底をお願いします。





手続きでご不明な点やPTA活動でお困りの事がございましたら、
隨時、市PTA協事務局までご連絡ください。

ご相談の内容に応じて、これまでに寄せられたご相談内容の共有
や、関係諸機関への確認等を可能な範囲で行います。



問い合わせ

さいたま市PTA協議会

〒330-8501

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所4階

TEL 048-647-4401

FAX 048-647-4414

Mail hotline@saitama-city-pta.jp

HP <https://city.saitama-pta.jp>

